

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2024

9

No.2165

特集 何から始める？脱炭素・SDGs

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.6～】

- 毎年9月は障害者雇用推進月間です！
- 治療と仕事の両立支援サービス～社員が病気になっても安心して仕事が続けられるために～
- 多様な人材が活躍できる職場環境整備を推進する事業者を支援します

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



労働情報を
ウェブで見するには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



何から始める？脱炭素・SDGs

かながわ補助金研究会 鈴木崇史

昨今、脱炭素やSDGsという単語を目にする機会が多いのではないのでしょうか。それは、大企業に限られた話ではなく、地域の中小企業にも取組が求められています。「自社も何かしなくてはいけないのか」「何ができるのか」という相談もいただいています。まず何から始めればいいのか、本稿が脱炭素やSDGsに取り組む上でのヒントになれば幸いです。



1. "世界を変えるようなイノベーション" である必要はない

脱炭素の実現には、いくつものイノベーション技術が関係しています。例えば、青色LEDの実用化、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の実用化など、家電も産業用機械も急速に省エネ性能が高まっています。しかし、このような技術開発ができる企業はほんの一握りです。そのような技術革新を追い求める企業の存在は貴重であり、社会全体で応援すべきですが、“世界を変えるようなイノベーション” 以外にも取り組めることはあります。ここでは、「普通の企業」に何ができるかをお伝えします。

2. 「普通の企業」にできる攻めの脱炭素*

※以降SDGsも含むニュアンスで使用します。

世界を変えるような技術革新を目指していない企業は、どのように脱炭素に貢献できるのでしょうか。企業は、経営を持続させるために、収益を得る必要があります。まずは、企業の収益力向上にも繋がる、攻めの脱炭素についてご説明します。

(1) QCD以外の商品の魅力を作る！

ここでは脱炭素を目的ではなく、手段と考えてください。経営課題を解決するための手段です。多くの企業には共通の課題があります。それは、商品・サービスの競争力強化です。競争力の源泉は、Q (Quality : 品質) C (Cost : 価格) D (Delivery : 納期) と考えられており、品質面で差別化ができれば一番良いですが、多くの場合は、価格・納期を競うことになります。

しかし、低価格・短納期競争は、現場に負担がかかり利益低下に繋がることもあるなど、経営上マイナスになることもあります。ここで、品質に加わる新たな競争要因が「脱炭素」なのです。「製品の素材が環境にやさしい」「プラスチック素材を通常より20%削減しています」「物流全体でCO₂を30%削減」等が新たな宣伝文句になるのです。営業先が上場企業やその関連会社の場合や、BtoCビジネスの

場合は、脱炭素に関する宣伝文句が効果を発揮しやすい傾向があります。注意点としては、脱炭素を厳密に考えないということです。その商品が、厳密に脱炭素に該当するかは、正確には分からないのが実情です。例えば、電気自動車は本当に脱炭素なのか、という議論があります。それは、電気自体が火力発電を伴っていたり、電気自動車の製造工程でのCO₂排出がガソリン車製造よりも大きいことなどが要因となっています。厳密な評価は、科学者や後世の歴史家に委ねましょう。現時点では、脱炭素貢献の可能性があれば、積極的にPRIに活用するというスタンスが望ましいと思います。

大前提！：脱炭素を経営課題解決の手段と考える
ポイント①脱炭素を自社の新たな魅力にする
ポイント②脱炭素成果は厳密でなく可能性で

(2) 商品企画は部署横断で予算と権限を！

忙しい企業活動の中で、脱炭素の商品企画・商品設計は誰が担うべきでしょうか。ここでも脱炭素に関する取組を、経営課題解決の手段として大いに活用しましょう。まず、組織上の経営課題にはどのようなものがあるでしょうか。「部署間のコミュニケーションが少ない」「若手が発言しづらい」「離職率が高い」「学生のインターンシップで魅力的な取組ができない」等々、組織面・人事面の悩みは尽きないと思います。

一方で、脱炭素の商品企画は、さまざまな立場からの意見や技術が必要であり、部署横断的な社内プロジェクトでの実施が望ましいと考えられます。部署横断プロジェクトは、前述のような経営課題の解決にも繋がります。実際の事例やその成果として、「部署間の連携がとれるようになった」「若手が積極的に発言するようになった」「若手の定着率が増した」「初めて大卒の新人が入社した」「近隣大学の学生との共同プロジェクトが4年目になった」などがあります。「新商品がものすごく売れた」という事例でなくとも、社内・社員の良い変化に繋がったという声は多くお聞きします。そのような成功例に共通するのは、経営者の本気が社員に伝わっていることです。ただのPR目的、

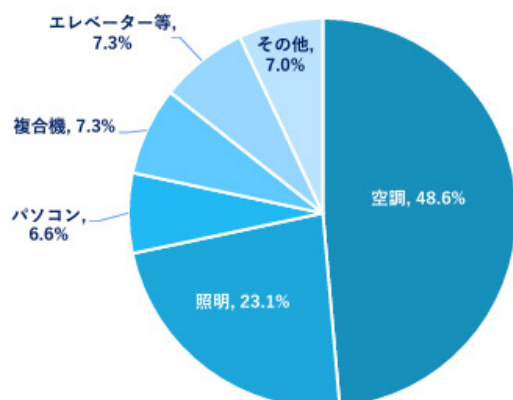
企業イメージアップ目的と思われるしまうと、社員が興味や関心、やりがいを持ってしまいかねません。具体的には、プロジェクトに十分な予算と権限があるか、これによって経営者が本気かどうか判断されます。もちろん、経営者自らがプロジェクトリーダーを担うというのも本気度合いを示す手段ですが、その場合は、メンバーが忖度なく意見を言える心理的安全性※が確保されているかを注意する必要があります。

※心理的安全性：アイデア、質問、懸念、間違いを率直に話しても罰されたり屈辱を受けたりしないと信じる状態

ポイント③プロジェクトに予算と権限を明確に与える
ポイント④プロジェクト内での心理的安全性を確保する

3. 容易にできる守りの脱炭素

ここまで攻めの脱炭素について述べてきました。しかし、読者の中には自社で行うイメージを持ってない方もいらっしゃるでしょう。その場合は、守りの脱炭素に取り組みましょう。



経済産業省資料：夏季オフィスの消費電力内訳

電気代とガソリン代の削減が最重要

守りの脱炭素、それは、電気代やガソリン代の削減です。当然、経費削減にも繋がります。製造業等の大型機械を使わない業種における炭素排出の主要因は、電力利用とガソリン利用で、その排出量は、代金に反映されます。ガソリン代に関しては、より近くの倉庫を利用するなど、社用車の使用を抑制することで削減できます。

電気代については、経済産業省発行の『夏季の省エネ・節電メニュー』によると、ほとんどの業種において使用電力の1位が空調、2位が照明となっています。EMSといわれる消費電力を見える化するシステムもありますが、大きな事業所でなければ実用は難しいので、まずは空調と照明の節約から始めると良いのではないのでしょうか。まず、電気代に関しては、1年のうちで最も電力利用の多い時期（多くの場合8月）を基準に年間の基本料が決まる仕組みのため、夏季の電気代削減が大きな電気代削減に繋がります。エアコンの買い替え、デマンドコントローラー導入、蛍光灯のLED切り替えなどさまざまな方法がありますが、電気代削減により3年から10年程度で投資回収は可能です。マンション投資の場合、投資回収期間が一般的に10年前後といわれていますので、マンション投資をするよりは脱炭素投資をする方が効果的といえます。

※経済産業省「省エネポータルサイト」パンフレット一覧
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html

ポイント⑤脱炭素＝電気・ガソリン代削減＝経費削減
ポイント⑥夏季の空調と照明の対策が効果的
ポイント⑦マンション投資より儲かる脱炭素投資

4. まとめ

本稿では「自社ができる脱炭素がわからない、何からやればよいか」という経営者の悩みの解決方法を示しました。脱炭素は、環境のためだけでなく、多くの場合、企業の利益との両立も可能であるといえます。ぜひ、できるところから始めていきましょう。

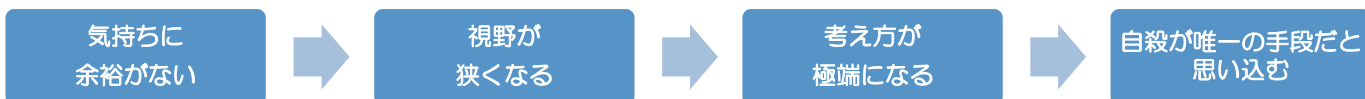


9月10日は世界自殺予防デー

「働きざかりに知ってほしい～ゲートキーパーという役割～」

ストレスは誰にでもあるものですが、過度なストレスがかかると、「不眠」「食欲不振」「疲れがとれない」などの症状が出ることがあります。これらは「うつ」のサインの場合があります。自殺（自死）で亡くなった方の多くが自殺時に何らかの精神科診断がつく状態だったといわれており、自殺に最も関係の深い病態はうつ病・うつ状態といわれています。自殺が起こる背景には、健康問題、経済問題、家庭問題等、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。

■ 自殺に傾いている人の特徴



■ 身近に気になる人はいませんか

次のようなサインは、抱えている困難や自殺の警告サインの一例です。



自殺の危険が高いと思われる人への対応として「TALKの原則」というのがあります。Tell, Ask, Listen, Keep safe の頭文字をとっています。

T：心配しているということをはっきりと言葉に出して伝える

A：自殺についてははっきりと尋ねる

L：相手の訴えを傾聴する

K：危ないと思ったら、その人を一人にしないで、安全を確保したうえで、必要な対処をする

出典：職場における自殺の予防と対応（中央労働災害防止協会 労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会より引用改変）

■ ひとり、ひとりが「ゲートキーパー」

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人のことで、言えば「命の門番」です。

ゲートキーパーの役割

- ① 気づき・・・元気がないな、表情が暗いな等、周囲の人の様子がいつもと違うことに気づく
- ② 声かけ・・・勇気を出して声をかける
「眠れていますか？」「なんだか辛そうだけど…」「ごはん、食べられていますか？」等
- ③ 傾聴・・・相手の話に耳を傾け、その言葉と気持ちを受け止める。共感、支持する。
- ④ つなぎ・・・相談窓口へつなぐ。1人で判断に迷うときは、お住まいの市町村の相談窓口へ連絡してください。ホームページでも、さまざまな相談窓口をご案内しています。

川崎市 こころ

検索

<主な相談先>

- ・こころの電話相談：044-246-6742（毎日9時～21時）
※年末年始（12月29日～1月3日）は9時～17時
- ・川崎いのちの電話：044-733-4343（365日24時間受付）

～お住まいの自治体でも相談窓口があります～

労働相談・セミナー等のお知らせ

●弁護士労働相談 ＜事前予約制＞

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償、新型コロナウイルス感染症等の労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和6年9月24日（火） 13時30分～16時30分（1人40分以内）
原則、毎月第4火曜日（平日のみ）

主 催 神奈川県／川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング ＜事前予約制・電話相談可＞

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたい方々の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳（おおむね生後6か月以降）から6歳（就学前）までのお子さまを、カウンセリング中に
お預かりします（無料）。

相談希望日の1週間前までに下のホームページからお申し込みください。

日 時 令和6年10月19日（土） 13時～16時（1人50分以内）

会 場 かながわ労働センター川崎支所

主 催 神奈川県

●労務管理セミナー「職場のハラスメント対策～最近の動向とカスハラについて～」
＜事前予約制＞

職場内の各種ハラスメント防止の方策や、事前事後対応とともに、最近の動向などを企業の取組事例なども交えて解説します。また、カスハラ（カスタマーハラスメント）への対応策や法制化の動向、事例も併せて解説します。

日 時 令和6年11月1日（金） 14時～16時

会 場 川崎市産業振興会館9階第3研修室

川崎市幸区堀川町66-20（JR川崎駅または京急川崎駅から徒歩約8分）

対 象 県内事業所の経営者、人事労務担当者、その他一般県民

定 員 40名（申込先着順）

申込方法 下のホームページからお申し込みください。

主 催 神奈川県

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>

広告

いつでも、どこでも、簡単に / こくみん共済 coop 公式アプリ

- ①住所を変更したい
- ②共済金の請求をしたい※
- ③契約内容を確認したい
- ④楽しく歩いて健康づくりをしたい
- ⑤世の中に役立つことができないかな
- ⑥お得な情報はなにか

※一部の共済商品、
ご請求を除きます。
すべてアプリで解決!

公式アプリはこちらから▶



安心の保障と生活応援であなたのくらしをまえる



こくみん Lifeサポート

一人一人にあった保障選びをサポート
お得・便利なサービスが満載!

便利がはじまる / 約18万種類のサービスで暮らしに“よかった”をプラス!!



生活設計サポート

ものの事前の備えや事後のフォロー、生活全般をサポートします。



航空券・宿泊が
お得になった



お得に食事を
楽しめた



気になる検診が
組合員価格で受けられた

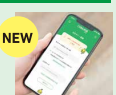


保障設計サポート

一人一人に寄り添った、
最適な保障設計をサポートします。

アプリで簡単にお手続きが可能

マイカー共済の
見積もり・
加入手続きが
できます!



こくみん共済 NEWS
1424W004

▼詳しくはこちら



たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
coop

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神 奈 川 推 進 本 部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

ものづくり×ICT連携フォーラムinかわさき2024

～ ICT がものづくりにもたらす革新と可能性～

働き方改革・生産性向上実現のために重要となるICT・生産技術等のツールを有する企業によるプレゼンテーションと、登壇企業と参加者とのマッチングを行う「ものづくり×ICT連携フォーラムinかわさき2024」を開催します。ものづくりに革新をもたらす最新技術をご紹介しますので、「働き方改革・生産性向上に課題を感じている」などの多くの企業の皆さまのご参加をお待ちしています。

日 時 令和6年9月19日(木) 15時～17時50分頃終了予定
会 場 川崎市産業振興会館4階企画展示場(川崎市幸区堀川町66-20)
定 員 150名程度
プログラム (1社20分程度のプレゼンテーション)

- ①株式会社カトウ ロボットテクノロジーの新時代：AIロボットの革新的な役割
 - ②株式会社協同インターナショナル 次世代型検査照明リリースによる課題解決
 - ③アルム株式会社 工作機械のNCプログラム自動作成ツール ARUMCODEのご紹介
 - ④サイボウズ株式会社 デジタル化の味方：kintoneで始めるものづくりの未来
 - ⑤株式会社データプロセスサービス まずは10万円から始めるIT導入による生産性向上への一歩
- ※フォーラム終了後、懇親会あり(会費3,000円/名)

申込方法 右の二次元コードから参加登録をお願いします。
<https://www.kia.or.jp/event/detail/form/?id=7769>

主 催 川崎市、一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会、川崎市工業団体連合会、公益財団法人川崎市産業振興財団



【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援課 電話 044-200-2324 メール 28keiei@city.kawasaki.jp
労働雇用部 電話 044-200-1732 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

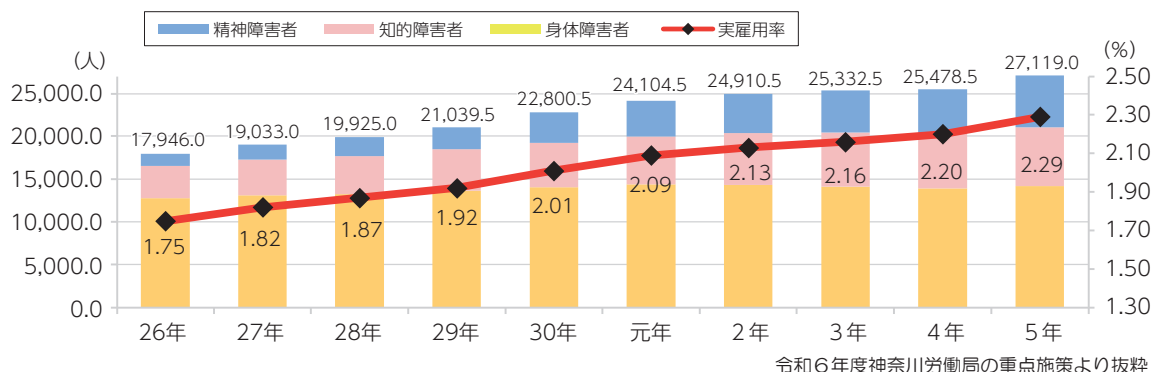
毎年9月は障害者雇用推進月間です！

～法定雇用率が段階的に引き上げられます～

民間企業の法定雇用率は、令和6年4月から2.5%に引き上げられ、従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。また、令和8年7月には法定雇用率が2.7%に、従業員数は37.5人以上に拡大されます。

民間企業における障害者雇用の状況【**実雇用率：全国が2.33%、県内が2.29%** (令和5年6月1日現在)】

神奈川の民間企業における障害者の雇用状況



「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、すべての事業主に対して、**雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています**。「障害者雇用対策」について、詳しくは厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。

※国では令和5年の**法定雇用率：2.3%**を満たさない、かつ常用労働者100人超の事業主からは障害者雇用納付金を徴収しています。



治療と仕事の両立支援サービス

～社員が病気になっても安心して仕事が続けられるために～

神奈川産業保健総合支援センターでは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指し、労働者が治療を続けながら働くことができる職場環境づくりを支援（無料）しています。

①個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員が事業場を訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

③個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）または患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。



②事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

④窓口での相談対応

治療と仕事の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

※面談は予約制です。

支援内容などについては、神奈川産業保健総合支援センター「治療と仕事の両立支援事業」ウェブページ(右の二次元コード)、もしくは、下の問合せ先にお問い合わせいたします。



【問合せ】独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター
電話 045-410-1160 月曜～金曜 9時30分～17時（祝祭日・年末年始除く）

新型コロナウイルス感染症の「罹患後症状(いわゆる後遺症)」 に悩む方の治療と仕事の両立に向けたご案内

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることが分かってきました。

人事労務のご担当者や上司の方は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のことを正しく理解して、罹患後症状に悩む方の治療と仕事の両立支援（療養からの職場復帰支援も含まれます。）に取り組みましょう。

[illegible][illegible]

▲
厚生労働省
ウェブページ
(新型コロナウイルス
罹患後
症状について)

多様な人材が活躍できる職場環境整備を推進する事業者を支援します

<神奈川県からのお知らせ>

～職場環境の整備に取り組む企業に最大170万円の奨励金を交付します!～

神奈川県では、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組む中小企業者等を支援するため、奨励金の募集を開始しました。

今年度は、奨励金の支給対象となる取組を拡充し、男性の育児休業取得を促進する取組に加え、仕事と育児、介護及び不妊治療等の両立、外国人労働者の職場環境を整備する取組についても支援します。

募集期間

令和6年6月14日(金)～12月27日(金)

ただし、「男性の育児休業取得促進コース」については令和7年2月24日(月)まで

対象事業者

県内に事業所を有する中小企業者等(詳細は申請要領をご確認ください。)

※受付は先着順です。各コースごとの予算額に達した時点で、申請受付を締め切ります。

※申請に当たっては、申請要領記載事項への同意・誓約が必須となりますので、神奈川県ウェブページから申請要領をご確認ください。

奨励金の交付額

コース名	奨励金額	備考
仕事と育児の両立コース	20万円	
仕事と介護の両立コース	40万円	
仕事と不妊治療等の両立コース	20万円	
男性の育児休業取得促進コース	20万円	育児休業取得日数が10日以上30日未満の場合
	50万円	育児休業取得日数が30日以上の場合
外国人労働者の職場環境整備コース	20万円	
	40万円	別に定める取組を追加で実施した場合

申請方法

■ 郵送の場合

〒105-0022

東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー9階

令和6年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金事務局 行

■ 電子申請の場合

神奈川県電子申請システム(e-KANAGAWA)から申請を行ってください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74989

問合せ

令和6年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金事務局

受付時間：平日8時30分～17時15分

電話：050-5810-2923

メール：tayo-office@htr-sol.jp

※審査の経過や実績報告後の振込時期など個別のお問合せにはお答えできませんので、予めご了承ください。

※本事務局は、神奈川県が株式会社阪急交通社に委託して運営しています。

詳しくは、神奈川県ウェブページ(右の二次元コード)からご確認ください。



価格交渉促進月間(令和6年3月)フォローアップ調査の結果を公表しました

<中小企業庁からのお知らせ>

中小企業庁では、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、受注企業が、発注企業にどの程度価格交渉・価格転嫁できたかを把握するための調査を実施しています。令和6年3月時点の調査の主な結果は以下の通りです。

- (1) 価格交渉が行われた割合は59.4%で、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつあります。
- (2) 価格転嫁率は46.1%で、コストの増額分を全額価格転嫁できた企業の割合が増加しました。

そのほか、労務費に関する価格交渉の状況や、正当な理由のない原価低減要請等による減額についても初めて調査を行いました。

中小企業庁としては、一層の価格交渉・価格転嫁の推進、取引適正化の推進に向け、関係省庁と連携しながら、さまざまな対策に粘り強く取り組んでいきます。

「価格交渉」、「価格転嫁」、「価格交渉促進月間」とは

「価格転嫁」とは、モノやサービスを製造・提供する際にコストが膨らんだとき、その上昇分を価格に反映することです。そして、その「価格転嫁」に先立って行われるのが、発注者・受注者間で行われる「価格交渉」であり、この2つはクルマの両輪といえます。

価格の改定は、半期に一度、4月と10月に行う企業が比較的多いことから、中小企業庁では、その前月である3月と9月を、「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉・価格転嫁の促進のため、広報や講習会、フォローアップのための調査を行っています。

価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

令和6年3月の「価格交渉促進月間」において、中小企業の取引状況を正確に把握するため、(1) アンケート調査と、(2) 下請Gメン※によるヒアリングを実施。

※下請中小企業を訪問し、下請中小企業の主な取引先との取引の状況や下請取引上の課題、お困りごとについてヒアリングを行う専門調査員

調査結果

結果の概要は、以下のとおりです。

- ・ 価格交渉が行われた割合は59.4%でした。発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた割合が増加するなど、価格交渉できる雰囲気が更に醸成されつつある傾向です。
- ・ 価格転嫁率は46.1%でした。コストの増額分を全額価格転嫁できた企業の割合が増加しましたが、「転嫁できた企業」と「できない企業」で二極化する兆しもあります。
- ・ 価格交渉が行われた企業のうち、約7割が、労務費についても価格交渉が実施されたと回答しました。
- ・ 正当な理由のない原価低減要請等によって価格転嫁できず、減額されたケースが、全体の約1%存在しました。下請法違反が疑われる事例も存在しており、これらの情報も端緒として、下請法の執行を強化していきます。

詳しくは、経済産業省ウェブページ(右の二次元コード)からご確認ください。

【相談先】 神奈川県よろず支援拠点 電話 045-633-5071 (価格転嫁に関するご相談の旨をお伝えください。)

【問合せ】 中小企業庁 事業環境部 取引課 電話 03-3501-1669 (直通) (公表内容について)



広告

**相談無料
予約不要**



まちかど労働相談会

職場で困ったことは起きていませんか。休業補償、契約解除、解雇、賃金、労働時間などの労働条件について、連合ユニオン神奈川役員がご相談に応じます。働く人・雇う人どちらの相談も受け付けます。



川崎地域連合
ホームページ

日時: 9月13日(金) 15:00~19:00

場所: アゼリア地下街 東広場(宝くじ売り場前)

相談: 無料・秘密厳守

◆主 催: 川崎地域連合、連合神奈川

◆後 援: 川崎市、連合ユニオン神奈川、神奈川総合法律事務所

◆問合せ: 川崎地域連合 電話 044(589)8735



お仕事
つらい?



知って
ますか?
最低賃金



元気に
なあれ!



残業代
もらえて
る?



パワハラ?



もしかして...
ハラスメント

令和6年9月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

- * 6月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.93倍で前年同月に比べ0.01ポイント上回りました。
* 6月の川崎市内の有効求人倍率は、0.74倍で前年同月に比べ0.06ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,258	7,565	12,045	19,610	107,997	1.24	0.60	0.85	0.91
令和6年	1月	8,896	7,491	16,387	98,720	7,290	11,490	18,780	103,022	1.22	0.65	0.87	0.89
	2月	9,230	7,425	16,665	101,543	7,420	11,624	19,044	105,297	1.24	0.64	0.87	0.90
	3月	9,392	7,490	16,882	102,008	7,527	11,778	19,305	107,566	1.25	0.64	0.87	0.93
	4月	9,199	6,996	16,195	95,999	8,326	13,027	21,353	113,650	1.10	0.54	0.76	0.92
	5月	9,176	7,181	16,357	96,078	8,506	13,404	21,910	116,226	1.08	0.54	0.75	0.92
	6月	8,961	6,985	15,946	97,633	8,425	13,202	21,627	114,631	1.06	0.53	0.74	0.93
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規卒卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
(※神奈川労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)
また、南部（川崎公共職業安定所）の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

- * 6月の完全失業者数は181万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.23倍で、前年同月に比べ0.08ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和3年平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年	1月	163	-1.0	2.4	1.27
	2月	177	3.0	2.6	1.26
	3月	185	-8.0	2.6	1.28
	4月	193	3.0	2.6	1.26
	5月	193	5.0	2.6	1.24
	6月	181	2.0	2.5	1.23
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。
ただし、完全失業者数は月別、年平均とともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和6年1月から6月の労働災害発生状況は、前年比78件減の443件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		51 (1)	52 (0)	-1	-1.9
建設業		40 (0)	50 (2)	-10	-20.0
運輸業		82 (0)	97 (0)	-15	-15.5
その他		270 (0)	322 (1)	-52	-16.1
総計		443 (1)	521 (3)	-78	-15.0
資料出所		神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

(注) 件数は休業4日以上死傷、(数字)は死亡者数。
死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

- * 6月の川崎市消費者物価指数は、106.8となり、前年同月に比べ2.7ポイント上回りました。 P：速報値

年月	項目	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和3年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	106.7	105.4	4	30	503
令和4年平均		367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.3	104.0	6	43	724
令和6年	1月	327,069	320,657	131.5	134.9	12.5	11.2	105.8	2.1	106.9	2.2	104.7	98.0	9	43	701
	2月	324,019	313,408	135.6	139.7	12.9	11.7	106.0	2.7	106.9	2.9	107.4	97.4	10	45	712
	3月	334,433	339,957	137.5	141.9	13.1	12.2	106.2	2.7	107.2	2.8	124.4	101.7	9	43	906
	4月	347,037	330,504	142.7	147.5	12.5	12.2	106.6	2.3	107.7	2.6	106.1	100.8	10	53	783
	5月	341,050	334,010	140.8	143.6	13.0	11.5	106.9	2.7	108.1	3.0	R105.9	104.4	4	40	1,009
	6月		P602,324		P146.0		P11.7	106.8	2.6	108.2	3.0		R100.6	7	43	820
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」					全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

(注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

令和6年10月から、新たに、従業員数※が「51～100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方が、社会保険の適用となります。今回は、社会保険の適用拡大に関連する相談事例を4例ご紹介します。社会保険適用拡大について、詳しくは、厚生労働省“社会保険適用拡大特設サイト”をご覧ください(<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/>)。 ※従業員数は、厚生年金保険の被保険者数を指します。

従業員数が51人前後です。社会保険適用判断のための人数はどのようにカウントしますか。

法人事業所であれば同一の法人番号の全ての事業所を合計します。

今回適用拡大の対象となる方を除いた厚生年金保険の被保険者数を合計し、1年に51人以上を満たす月が6か月以上ある場合は、短時間労働者が健康保険・厚生年金保険(社会保険)の加入対象となる「特定適用事業所」となります。一度「特定適用事業所」になると、50人以下となっても、引き続き「特定適用事業所」として取り扱われます。50人以下となり、「特定適用事業所」不該当となるためには、事業所内の厚生年金保険被保険者の3/4以上の同意を得て、所定の手続きを行う必要があります。

配偶者の扶養範囲内で働きたいので、社会保険には加入したくないのですが、どうしたらよいですか。

勤務先が適用事業所・特定適用事業所で、以下の全ての条件を満たす場合は加入対象となります。

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上
- ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ☐ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

これに当てはまらない場合は加入対象外となります。ただし、年収が130万円以上になると、原則、すべての人が社会保険加入の対象となります。

社会保険に加入すると給与額に応じた保険料の自己負担分が発生しますが、会社が保険料の半分を負担し、出産手当金、傷病手当金の制度や将来の年金額の増額などメリットもあります。今後の働き方について、検討してみたいはいかがでしょうか。

2か所で働いていて、どちらも社会保険の加入資格を満たす場合はどうしたらいいですか。

今回の適用拡大に伴い、2か所で被保険者資格を満たす場合は、それぞれ資格取得届を提出し、どちらかを選択事業所として届出する必要があります。その選択事業所を管轄する保険者によって、一括して業務が取り扱われます。また、社会保険料は賃金の額により按分されます。

反対に、どちらの会社でも要件を満たさない場合は、加入対象外となりますので、個人で国民健康保険に加入する必要があります。

年金受給中の方が、社会保険の適用拡大にともない資格を取得した場合、年金はどうなりますか。

老齢の年金を受けている方が厚生年金保険に加入すると、厚生年金保険の老齢の年金は、給与と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1か月あたりの年金額との合計に応じて、年金額の一部または全部の支払いが止まる場合があります。ただし70歳以上の方は厚生年金保険の保険料負担はありません。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶

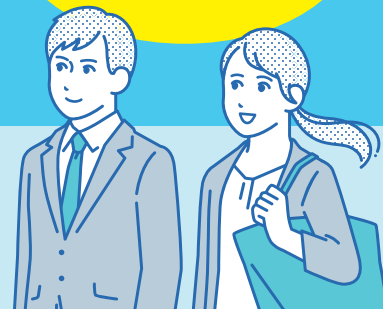


編集後記

9月になりましたが、暑い日が続いています。暑さ対策も重要ですが、台風の多い季節でもあり、災害に対する備えも必要です。数年前、非常に強い台風が接近するという予報があり、懐中電灯やラジオなど防災用品を準備しました。久しぶりに確認してみると、懐中電灯が点灯せず、慌てて新しい電池に交換しました。電池のほかにも、食品の消費期限や機器の動作など、点検することが意外と多くて驚きました。9月1日は「防災の日」、その前後は「防災週間」でもあります。防災週間に合わせて、防災用品特集が行われるスーパーなどもあるようです。最近はお菓子の消費期限を長くしたような、美味しい非常食もありますね。この機会に、防災用品の準備や点検をしてみたいはいかがでしょうか。

第120期川崎労働学校 受講生募集

先着順
定員**50名**



川崎労働学校は、職場で起きているさまざまな労働問題、労働法や社会保障の関係、働くためのルールなどについて、各分野の専門家が講義を行い、時代背景や現状を踏まえた専門的な知識を学ぶカリキュラムです。

日時 令和6年10月17日(木)～令和6年12月5日(木) 18時30分～20時30分
全15講座 **(10回以上受講された方には川崎市長名の修了証をお渡しします!)**

会場 てくのかわさき (川崎市生活文化会館) 4階 会議室 **受講料** 3,300円(消費税込・全15講座分)

申込締切 令和6年10月11日(金) **定員** 50名(先着順・定員に達した場合は募集終了)

回	日程	テーマ(講義内容)	講師
1	10月17日(木)	《総論》労働法の意義と最近の動向	法政大学教授 沼田 雅之
2	10月21日(月)	労働関係の始まりと法的諸問題(労働契約の締結、労働契約と就業規則・労働協約・労使慣行の関係、採用内定、試用期間、労働条件の明示義務など)	中央大学准教授 井川 志郎
3	10月24日(木)	賃金(退職金制度、成果主義賃金、年俸制にも言及)	青山学院大学教授 細川 良
4	10月28日(月)	休憩・休日・休暇(休日振替、代休、年休以外の休暇にも言及)	専修大学教授 長谷川 聡
5	10月31日(木)	就業規則をめぐる諸問題(就業規則の機能、法的性質、就業規則の内容、作成手続、不利益変更など)	法政大学准教授 藤木 貴史
6	11月5日(火)	業務命令・人事異動(業務命令権の根拠と限界、配転・出向、転籍命令の限界など)	中央大学准教授 井川 志郎
7	11月7日(木)	労働時間制度 その1(労働時間の定義、法定労働時間の原則と変形労働時間制度、フレックスタイム制、みなし労働など)	法政大学教授 沼田 雅之
8	11月11日(月)	労働時間制度 その2(労働時間制の例外＝労働基準法33条、36条、40条、41条)	法政大学教授 沼田 雅之
9	11月14日(木)	労働関係の終了(退職、解雇、人員整理解雇、懲戒解雇、定年制などにも言及)	青山学院大学教授 細川 良
10	11月18日(月)	派遣労働法(派遣労働法の構造と課題)	法政大学教授 沼田 雅之
11	11月21日(木)	非正規社員の法的地位(パートタイム労働、期間雇用の法的問題)	法政大学講師 山本 圭子
12	11月25日(月)	労働者災害補償保険法(労災補償の仕組みと課題)	法政大学講師 山本 圭子
13	11月28日(木)	男女雇用機会均等法(均等法の構造と課題)	専修大学教授 長谷川 聡
14	12月2日(月)	社会保障の現代的課題(医療・年金をめぐる仕組みと課題)	関東学院大学教授 大原 利夫
15	12月5日(木)	企業のコンプライアンスと労使紛争処理制度(企業の社会的責任・コンプライアンス、労使紛争処理制度のしくみ)	弁護士 中川 義宏

申込の流れ

1. 下記申込先へ、申込フォーム、FAXのいずれかでお申し込みください。
2. お申し込みが確認でき次第、納入通知書を郵送します。川崎市の公金を納付できる金融機関窓口において、受講料3,300円を納入してください。

申込み 問合せ

第120期川崎労働学校運営事務局(ヒューマンアカデミー株式会社)

電話 045-228-7938 FAX **045-228-7975**

URL <https://forms.office.com/r/fbbG6WcDWW>

※第120期川崎労働学校事業はヒューマンアカデミー株式会社が川崎市から委託を受け運営しています。

所 管

川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598



▲申込フォーム

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2165号 令和6年9月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。